

長 第 04190001 号
令和 4 年 5 月 2 0 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応の更なる徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルスワクチンの更なる追加接種（4 回目接種）についての方針がとりまとめられ、対象者は 3 回目接種の完了から 5 か月以上が経過した 60 歳以上の者及び 18 歳以上 60 歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者とされました。

高齢者施設等の入所者等の大半は、60 歳以上の者として 4 回目接種の対象となります。また、従事者については、60 歳以上の者に加え、18 歳以上 60 歳未満であって基礎疾患を有する者等に該当する場合、接種の対象となります。高齢者施設等では、抵抗力が低下している高齢者への影響が非常に大きいため、施設等内での集団感染を確実に防ぐため、各施設におかれては、接種可能時期を迎えた際には、入所者や従事者に対する接種ができるだけ速やかに実施されるよう、市町村と連携し、ご対応いただきますようよろしくお願いします。

なお、施設において入所者や従事者に感染者が 1 名以上発生した場合は、速やかに保健所にご連絡をお願いします。高齢者施設の入所者が感染した場合、入院が原則となりますが、県では施設等を往診し、早期治療を行う「かかりつけ医」制度を実施しています。施設において療養される方への医療支援については保健所にご相談ください。

○高齢者施設で療養される方への医療支援について

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/01kaigodenetR4/0427/iryousien.pdf>

○介護サービス指導室

TEL : 073-441-2527 (直通)